

辰野町こども計画（案）パブリックコメントの回答・方針

No.	計画頁	項目	意見内容	回答・方針	修正可否	修正反映頁
1		総論 ①こども基本条例について	こども計画は、「こども施策に関する基本方針・重点事項等を定める」（P1）ものであり、その策定の根拠は国のこども基本法とこども大綱です。「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」を包含するものとされています。最も基本となる今回のこども計画の策定に対しては、国のこども基本法につながるものとしてこども基本条例の制定を望む意見が町議会（委員会）から出されています。町として、こども基本条例を策定することについてどのように考えているのか、今後の方向性について記述がないのは、不十分であると考えます。こども基本条例についての町の考え方を明らかにすべきではないでしょうか。	本計画は、国のこども基本法及びこども大綱に基づき、「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」を包含する総合的な計画として策定するものです。 こども基本条例の制定については、ご指摘のとおり町議会（福祉教育常任委員会）からも提言が出されており、その意義は十分に認識している一方で、こども基本法は市町村に対して条例の制定を義務づけるものではなく、本計画そのものが法に基づく施策の根拠として機能するものです。また、条例制定に関しては、辰野町子ども・子育て会議にて検討していくこととしており、計画の策定と同時に方向性を示すことは現時点では困難な状況にあります。 今後、本計画の推進状況や国・県の動向、他自治体の事例等を踏まえながら、こども基本条例について、継続的に検討してまいります。	×	
2		総論 ②この計画の基本的な考え方について	基本理念と基本目標がP18に記述されています。 「子ども・若者は、将来の社会の担い手であるとともに、一人ひとりもつ可能性や個性という“ひかり”は、地域社会の活力の源です」 「社会の担い手」とか、「地域社会の活力の源」とかは、大人の期待です。この基本計画は、もっと、こどもの人格を尊重し、その成長を願う、権利を擁護するというところから出発すべきではないでしょうか。 こども基本法では、その目的として「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」としています。国のこども大綱においても、目指す「こどもまんなか社会」について、「自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を目指すとされています。 町のこども計画と、こども基本法やこども大綱の理念との間には大きなギャップがあると感じます。 国のこども基本法・こども大綱につながる町のこども計画は、この基本的な考え方を踏襲すべきではないでしょうか。そのような視点からの加筆または修正が必要と考えます。国の基本的な考え方を踏襲しないとすれば、その理由を明らかに記述すべきであると考えます。	本計画の基本理念は、こども基本法及びこども大綱の精神を踏まえつつ、当町の地域特性である「顔の見える地域コミュニティ」の中で、こどもたちが一人の人間として大切にされ、その可能性を地域全体で支えていくという考え方を表現したものです。 また、「すべての子ども・若者・子育て家庭が安心して暮らし」という表現は、心身の状況や環境にかかわらずひとしく支援が届くという趣旨を含んでおり、権利擁護の考え方を内包させています。 ご指摘いただいた「社会の担い手」「地域社会の活力の源」という表現については、こどもたちの存在そのものが地域を照らす「ひかり」であるという意図を込めていましたが、大人の期待に合わせるだけの「手段」として位置付けると受け取られうるという点で、文言を修正致します。 こども大綱の理念をより明確に反映しながらも、町として「こどもを一人の人間とみて、社会で生きる力をつける手助けをする」という視点をもち、「自立した個人として尊重され、その権利が守られる中で、健やかに育ち、自らの足で次代を歩んでいけるよう、地域社会全体で支える」ことを理念に込めます。 計画の各施策においては、こどもの権利の擁護、意見表明の機会の確保、ウェルビーイングの実現、社会と関わる機会の創出に向けて具体的に取組を推進することとしており、基本理念に込めた考え方を実践的に体现していきます。	○	17
3	1	(1)計画策定の背景	末尾から6行「上記3大綱」とありますが、関連の法整備の記述はあっても、「3大綱」が何を指すのか、記述がありません。	ご指摘ありがとうございます。修正します。	○	1
4	1	〃	末尾から8行目「取組」P4図表4「次世代育成支援…」の「目的」欄「取り組み」表記の仕方の統一を（他にもあるかもしれません）	ご指摘ありがとうございます。修正します。	○	—
5	5	図表7	左の列が、それぞれ「こども」「若者」となっているが、「子ども」「若者」ではないでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。修正します。	○	5
6	15	図表29	辰野町と国とで、帯グラフの色が違うのはなぜですか。	混乱を避けるためです。「小学5年生」「中学2年生」「若者」それぞれにおいて町と国を並べるため、全て同じ色だと見づらくなると思いました。	×	
7	20以降	用語解説・注釈	用語解説・注釈がありません。一般的でない用語については注釈をつけるべきだと思います。 例：スクリーンタイム（P22）、プレコンセプションケア（P27）、ピアサポート活動（P31）、ユースセンター（P37）	ご指摘ありがとうございます。追加します。	○	—

No.	計画頁	項目	意見内容	回答・方針	修正可否	修正反映頁
8	22	1-1-1-3：地域の産科医療体制の確保	「上伊那圏域全体で産科医療体制を維持・強化」となっていますが、実態はどうでしょうか？上伊那圏域だけで足りているのでしょうか？そうでないとしたら、そのこともきちんと記述すべきではないでしょうか？	本計画の記述「上伊那圏域全体で産科医療体制を維持・強化」は、当町が圏域上に属する上伊那医療圏における産科医療体制の維持・強化に向けた今後の方向性と目標を示したものです。 現状、出生数の減少が続く中でも、上伊那圏域においては伊那中央病院等を中心に一定の産科医療体制が維持されている一方で、諏訪圏域においては分娩を取り扱う医療機関が減っており、産科医療を取り巻く環境は圏域を問わず厳しさを増しています。妊婦の方が安心して出産できる環境を確保するためには、行政上の医療圏の区分にとらわれず、実際の生活圏や移動の実態に即した柔軟な対応が求められることから、記述内容を修正します。	○	22
9	28	施策の方向性	「障がい・発達特性のある子どもが地域で安心して暮らし学べるようにするとともに、福祉・保健・教育・産業などが連携し、権利が尊重され、誰一人取り残されないよう地域全体で支える仕組みを整えます。」…このページ全体からも、また、この文章の後段からも、対象としているのは「若者」も含めた「子ども」ではないかと思えます。	ご指摘ありがとうございます。ご認識の通り、「子ども」が対象です。修正します。	○	28
10	29		前記と同様、「子ども」ではなく、「子ども」ではないでしょうか。		○	29
11	31	2-1-4-2	ヤングケアラーについては、P14、P28などにも記述がありますが、単に言葉が記されているだけで、その実態などについて記述がありません。P32で「家族の把握に努める」という部分が唯一の具体的な記述かと思えます。それは第一歩です。そこからどう施策を展開していくのか、ここでなくてもよいので、いずれかの箇所記述すべきだと思います。また、どのように把握していくのかも、方向を示すべきだと思います。	ヤングケアラーは、家庭内のことで問題が表に出にくく、子ども自身や家族がヤングケアラーであると認識していないケースも多いため、実態の把握が特に難しい課題です。こうした特性を踏まえ、民生児童委員協議会や学校関係者（教員）、保育士への研修機会の拡大、アンケートの実施、要保護児童対策地域協議会とのより一層の連携を図ります。	×	
12	32		若者の引きこもりについても、早期の把握が必要ですが、具体的な方法も示すべきであると思えます。	ひきこもりは、当事者や家族が問題を表面化させにくく、特に義務教育終了後は学校という接点が失われることで、行政や支援機関との接触がさらに難しくなるという特性があります。また、実数の把握自体が非常に困難であることも、この課題への対応を難しくしている要因です。 義務教育期から学校との継続的なつながりをより一層強化し、併せて相談窓口（辰野町役場子ども家庭センター）の周知を図ります。	×	
13	34～		上記「総論」とも大きく関係します。子どもの権利について、この計画の中心にあるものとして位置付けるべきであると考えます。また、中学生議会は、子どもの意見表明権の視点から見れば、ごく一部の側面をとらえているに過ぎないと考えます。そのような視点での記述にすべきだと思います。	本計画は、子ども基本法及び子ども大綱の精神を踏まえて策定したものであり、子どもを権利の主体として尊重するという考え方は、計画全体の基盤として内包しているものと認識しております。また、中学生議会については、子どもが町政に直接意見を表明し、それが施策に反映される機会として位置づけており、意見表明権の実践的な取り組みの一つとして記述したものです。 一方で、子どもの権利の位置づけをより明確に示すべきというご指摘及び意見表明の機会が中学生議会にとどまらず日常的・多様な形で保障されるべきというご指摘については、「子ども★意見ひろば」にて子どもの権利の尊重と意見表明機会の充実を意識しながら施策を展開してまいります。	×	
14	39		「児童館」の記述がありますが、これまでの町の施策から見た一体性はあるのでしょうか？むしろ、放課後児童教室などの展開について、考えを示すべきではないでしょうか？	39ページ並びに40ページ（3-3-1）における「児童館」の記述は、40ページ（3-3-1-2）の「保育園等施設」にあるように、「保育施設」に修正します。なお、ご指摘の件は、子どもの居場所の確保についての事項と認識しましたが、そちらについては38ページ（3-2-2）に記載しております。子ども計画においては具体的には記載していませんが、引き続き、放課後児童教室を中心に居場所の整備を行います。	○	37 38

No.	計画頁	項目	意見内容	回答・方針	修正可否	修正反映頁
15	2	(3)辰野町の計画策定の方針	<p>福祉教育委員会から、「こどもの権利条例の制定を求める意見書」を提出した。(令和7年4月1日)回答は、こども計画を策定する方針で進めていて、その計画の中にこどもの権利も入れていく計画である。そのようなご回答でした。</p> <p>現在策定中の計画ですが、第1章計画の概要(3)辰野町の計画策定の方針から3行目、「次世代育成支援計画」「子ども・子育て支援事業計画」に加え、「こどもの権利保障」、子ども・若者施策、子どもの貧困施策を新たに体系化して策定するものです。</p> <p>※こどもの権利の保障の文言をここに入れる。</p>	<p>本計画は、こども基本法及びこども大綱の精神を踏まえて策定するものであり、こどもを権利の主体として尊重するという考え方は、計画全体の基盤として内包します。</p> <p>計画策定の考え方及び計画の基本理念に、子どもの権利養護について追記します。</p>	○	2 17
16	36		<p>「こどもの権利のとは?」の囲み文章、これを35ページに移動そのまま移す。そして①②③④の文章は①「生命、生存及び発達に対する権利」は、子どもにはわかり難い。もっと子どもの分かる言葉で表現した方がよい。「安心して生きる権利、豊かに育つ権利」「自分らしく生きる権利」といった言葉で表してください。</p> <p>※「成果指標」3-1「こどもの権利」の認知度 令和6年度：28.4%、令和11年度：50.0%まで上げていく計画になっています。かなりしっかりとした表現であったり、活動を組み立てていかないと目標達成は難しいと思います。</p>	<p>補足として平易な表現を付け加えます。</p> <p>成果指標については、本計画の中でも重要な事項であり、注力して取組を推進して参ります。</p>	○	36